

## スポスク補償制度のご案内（2026年度）

スポスク補償制度に加入する会員の皆様にスポーツスクールを取り巻くリスクに備えることができます。  
本制度は、会員の皆さまのおケガの補償と、スポーツ教室運営者が損害賠償責任を負った場合の賠償補償の2つで構成されます。  
おケガの補償では、スポーツスクール参加中に会員が、日本国内・国外を問わず、事故でケガをしてしまった場合に補償金をお支払いいたします。（急激・偶然・外来の要件を満たすスポーツ活動時のケガに限る）※国外は通院のみで入院は補償されません。  
賠償の補償では、スポーツスクール運営者が第三者への法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償します。  
\* ご案内は本補償制度の概要を記載したものです。詳しい内容につきましては、スポスク補償制度事故受付（一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク）0120-19-3704までお問い合わせください。

### 「おケガ」の補償 ～主催者としての気遣いとして～

#### 概要

スポーツスクールに参加される皆様が、教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来のケガをされた場合

#### 事故例

- ・会員がスポーツスクールに参加中、転んでケガをしてしまった。
- ・会員がスポーツスクールに参加中、炎天下だったため熱中症で倒れてしまった。
- ・会員が自転車に乗ってスポーツスクールに来る途中、交通事故に遭いケガをしてしまった。

#### 補償内容

※入院・通院について治療日数の1日目から補償されます。

補償の種類	保険金額	保険金をお支払いする主な場合
死亡・後遺障害	1,000万円	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害金をお支払死亡している場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害	最高1,000万円	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じてお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害金の額は、加入期間を通じ、死亡・後遺障害金額を限度とします。
入院 (日額)	4,000円	事故によりケガをされ、入院された場合、発生から180日以内の入院日数に対し30日を限度として、1日につき入院お見舞い金日額をお支払いします。
通院 (日額)	1,000円	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、7日を限度として、1日につき通院お見舞い金日額をお支払いします。ただし、入院お見舞い金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院お見舞い金はお支払いしません。

### 「賠償」の補償 ～スポーツ教室運営者の責任として～

#### 概要

スポーツ教室運営者が、その活動に起因して第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負う場合に補償金をお支払いします。

#### 事故例

- ・会員の蹴ったボールが通行人(第三者)にあたり、運営者が法律上の賠償責任を問われた。

#### 補償内容

補償の種類	支払限度額
身体賠償	被害者1名につき 1億円 1事故につき 5億円 責金額 なし
財物賠償	1事故につき 5,000万円 免責金額 なし

# スポーツ補償制度

\* 以下は、スポーツ補償制度の定める補償金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合の抜粋です。

補償金をお支払いする場合		補償金をお支払いできない主な場合	
傷害（国内外補償）	死亡	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害補償金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害補償金をお支払死亡している場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガの治療は除く） ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など</p> <p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p> <p>その他、JS約款（福利厚生規定）で定めた禁止及びサービスの提供を受けることができない事項に該当する場合</p>
	後遺障害	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じてお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害補償金の額は、補償期間を通じ、死亡・後遺障害補償金額を限度とします。	
	入院日額	事故によりケガをされ、入院された場合、発症から180日以内に対して、1日につき入院お見舞い金額を最長30日までお支払いします。	
	通院日額	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、7日を限度として、1日につき通院お見舞い金額をお支払いします。ただし、入院お見舞い金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院お見舞い金をお支払いしません。	
賠償	<p>スポーツ教室の運営管理や活動に起因して、第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償金をお支払いします。</p> <p>補償金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、補償金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が補償金額を超える場合、補償金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>①請求額の満額が補償される場合（車両の補償に関しては満額の補償がされない場合あり）</p> <p>・チームとは関係性のない第三者に対しケガをさせたり、物を壊してしまい、損害賠償責任を負った場合。 ※チーム関係者（指導者・選手・保護者・親族）は補償の対象外とする。</p> <p>②チームが活動場所（練習・試合・イベント等）としている国・団体・法人が所有する施設や物等への損害についてはお見舞い金の上限額を3万円とする。</p> <p>【例】 ・活動場所となる小学校（体育館）の窓ガラスを割ってしまった。 ・合宿期間中に宿舍の壁を壊してしまった。</p>	<p>【賠償責任約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし補償金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、補償金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任など</p> <p>【賠償責任追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 （注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含まれます）など</p>	
補償金等のご請求は			

**事故が発生したときは下記QRコードを読み取りご申請下さい。**

ケガ事故申請



ケガ事故完了報告請求申請



物損申請(損害賠償)



お問い合わせ

